

# 中学校学習指導要領の音楽科に関する 内容と教育方法の特色と課題

板橋幸子\*・藤田文子\*\*

(2022年2月3日受理)

Contents and Contents of Educational Method  
And Subjects the Music Department of instructional Guidelines of New Junior High School Education

Sachiko ITABASHI and Ayako FUJITA

キーワード 中学校学習指導要領、音楽科、主体的・対話的で深い学び、協働的な学び

令和3年度から全面実施になった中学校学習指導要領(平成29年3月告示)について、音楽科に関する内容と教育方法の特色と課題を、平成28年度に中央教育審議会答申で示された「主体的・対話的で深い学び」に焦点を当て考察した。この学びについては、本質的には、これまで学校教育で目指してきた学びの姿と大きく異なるものではない。しかし、授業において、確実に学びが深まっているのだろうか。中学校の音楽科における「主体的・対話的で深い学び」を実現させるために必要なものは何か。音楽科学習指導要領改訂の趣旨等に立ち戻り、中学校学習指導要領の音楽科に関する内容と教育方法の特色を紐解く中で生徒の学びの姿の検討を行った。音楽科においては、学びを深めるための中核をなすのは、生徒一人一人が音楽的な見方・考え方を働かせることであり、また、他者と関わり協働的に学ぶ中で実現されるものであることがわかった。さらに教育活動の工夫の視点を探るとともに今後の課題について示した。

## はじめに

本論文は、2002年の茨城大学教育学部内地留学生であった板橋幸子が、指導教員であった藤田文子の指導のもと「音楽活動の楽しさを感じ得る学習指導の在り方」について行った研究を基に、現在の音楽教育の現状を踏まえて作成したものである。特に現行の学習指導要領の全面実施以降に関して、生徒の学ぶ姿に焦点を当て、中央教育審議会答申等を手掛かりとして質の高い授業を展開するために「どのように学ぶか」の視点で中学校学習指導要領の音楽科の内容と教育方法の特色について紐解いている。これは、板橋の今後の研究の基盤となると考えられる。

---

\*茨城県教育庁

\*\*茨城大学教育学部

平成 28 年 12 月、中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(以下、「平成 28 年答申」と記す)の中で、「主体的・対話的で深い学び」が提唱された。これにより、「主体的・対話的で深い学び」をキーワードとして、様々な実践研究<sup>1)</sup>が行われてきた。これは今まで目指してきた学びの姿と大きく変わるものではないが、学校現場の授業において、この学びの実現に関して十分と言えるのだろうか。令和 3 年 1 月の、中央教育審議会の『「令和の日本型学校」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』(以下、「令和 3 年答申」と記す)においては、「個別最適な学び」と、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の要素を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要であることが示された。中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)(以下、「中学校学習指導要領」と記す)は、平成 30 年度から一部を移行措置としての先行実施を経て令和 3 年度から全面実施になった。中学校学習指導要領の音楽科に関する内容と教育方法の特色と課題については、先行研究<sup>2)</sup>があるが、全面実施から 1 年が経過しようとしている今の時点で考察を加え、さらなる音楽教育の充実に向けて教育方法の特色を整理し改善の視点を探ることは意義あることと言えるのではないだろうか。

そこで、本研究では、授業改善の推進に向けて「主体的、対話的で深い学び」に焦点を当て、改めて中学校学習指導要領に示されている「主体的、対話的で深い学び」に関係する事項を洗い出し、先行研究を参照しながら、生徒の学びの姿の検討を行い、学校現場での実践を考える上での考察を行う。

そして、本研究で得られた知見を適用し、教育活動の工夫の視点を探るとともに今後の課題について示すこととする。

(本論文は、「はじめに」の 1～2 頁を板橋・藤田で共同執筆し、2～10 頁を板橋が執筆した。)

## 「主体的・対話的で深い学び」について

平成 28 年答申<sup>3)</sup>では、学習指導要領等の改善の向性として、「何ができるようになるか」(学びや人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養、生きて働く知識・技術の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力等の育成)、「何を学ぶか」(教科を学ぶ意義と、教科等間、学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)、「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)の枠組みを明確にした。

「主体的・対話的で深い学び」については、前述の「どのように学ぶか」にあたるもので、学びの質に目を向け、以下の 3 つの視点に立った授業改善を図ることを求めている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

学校現場では、これらの「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ち、生徒の実態や学校・地域の特性等を踏まえ、どのように授業を構築していくかといった創意工夫が教師に求められるであろう。特に「深い学び」については、学習指導要領改訂の基本方針<sup>4)</sup>の中で『深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること』とした上で、さらに『各教科等の「見方・考え方」は「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方であり、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすもの』と示している。

このことから、特に「深い学び」の実現に向けては、指導する側である教師について、より一層の専門性と、その専門性を生かして授業をどう組み立てるか、各教科等の特質を踏まえた見方・考え方を働かせる授業をどのように教師が仕組むかなど、今後一層問われることになるであろう。

### 音楽科における「主体的・対話的で深い学び」について

「主体的」の文言に注目して中学校学習指導要領をさかのぼると、平成元年改訂<sup>5)</sup>で第2学年及び第3学年の目標に「(3) 多様な音楽の学習を通して、音楽活動の喜びや共通の感動を体験させるとともに、主体的な音楽活動の仕方を身に付けさせ、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。」とあり、ここで中学校学習指導要領の音楽に「主体的」との語が新出している。平成20年改訂<sup>6)</sup>では、第1学年、第2学年及び第3学年の「鑑賞」に関する目標に「(3) 多様な音楽のよさや美しさを味わい(第2学年及び第3学年は、「多様な音楽に対する理解を深め」、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。」と「主体的」の文言が出てくる。平成29年改訂<sup>7)</sup>では、第1学年、第2学年及び第3学年のいずれの目標にも「(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、(以下、略)」とあり、「主体的・協働的」という文言が新出している。この項目の「協働」の語については、中学校学習指導要領(平成29年告示)解説音楽編<sup>8)</sup>(以下、「中学校学習指導要領解説」と記す)において、『「協同」にとどまらず、他者と交流したり、互いの気づきを共有し、互いに共感したりしながら学びを深めていくなど個々の学びを深めることを重視し「協働」とした』と趣旨の説明がなされている。

中学校学習要領では、目標及び学年の目標について改善がなされており、平成20年改訂<sup>9)</sup>には「(1) 情意面や態度形成などに関する目標」、「(2) 表現に関する目標」、「(3) 鑑賞に関する目標」と示されていたものを、「(1) 知識及び技能」「(2) 思考力、判断力、表現力等」「(3) 学びに向かう力、人間性等」に平成28年答申<sup>10)</sup>で整理され、三つの柱に沿う形になっている。

また、音楽科の目標(1)から(3)の全体にかかる柱書として、「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と示されている。前述の『深い学びの鍵として「見方・考え

方」を働かせることが重要になること』とあるように、音楽科においては、音楽的な見方・考え方を働かせて学ぶことが音楽科における「深い学び」の鍵になることが見て取れる。「音楽的な見方・考え方」については、中学校学習指導要領解説において「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」と説明している。さらに、音楽科の学習について「生徒が音や音楽の存在に気付き、それらを主体的に捉えることによって成立する。生徒が音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の音楽に対する感性が働く。したがって、音楽に対する感性を働かせることによって音楽科の学習は成立し、その学習を積み重ねることによって音楽に対する感性は豊かになっていく」とある。つまり、音楽に対する感性を働かせることによって音楽科の学習は成立する。そのためには音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして音や音楽を捉えることが重要になる。深い学びの姿はこれらのことから実現に向かうということが言えるであろう。

次に中学校学習指導要領の内容構成<sup>11)</sup>についてだが、「A表現」は、(1)「歌唱」・(2)「器楽」・(3)「創作」に分けて示し、さらに、それぞれにア「思考力・判断力・表現力」、イ「知識」、ウ「技能」の資質・能力に対応する内容で示している。「B鑑賞」は、ア「思考力・判断力、表現力等」、イ「知識」の資質・能力に対応する内容を示している。〔共通事項〕については、ア「思考力、判断力、表現力」、イ「知識」の資質・能力に対応する内容を示している。

なお、「指導計画の作成と内容の取扱い<sup>12)</sup>」の1の(2)において、『「A表現」のア、イ及びウの各事項、「B鑑賞」のア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること』としており、それぞれの項目は単独で指導するのではなく、例えば、歌唱分野の指導では、「曲想と歌詞の関わりを理解するとともに、言葉の発音に気を付けて創意工夫して歌う」など、「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」それぞれを関連付けて指導することの必然性を述べている。

そして、これらの活動において支えとなるものを〔共通事項〕として示している。〔共通事項〕については、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、アは「思考力・判断力・表現力等」、イは「知識」に関する資質・能力を示している。〔共通事項〕は平成20年改訂<sup>13)</sup>で新設されたものであるが、その際は、〔共通事項<sup>14)</sup>の(1)のアとして「音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること」としていたが、現行の中学校学習指導要領<sup>15)</sup>では、「音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」とし、知覚・感受のみならず、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」としている点で、一層の「深い学び」の姿を期待する記述となっていると判断できる。音楽を形づくっている要素の具体の例示は「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(9)へ移動させている。

なお、中学校学習指導要領解説<sup>16)</sup>では、「知覚」について、「聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識すること」、「感受」については、「音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れること」と説明している。

まとめると、音楽科における「深い学び」については、音楽的な見方・考え方を働かせて学習することこそ重要であり、これの支えとなるのが〔共通事項〕であるということである。

## 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学び」、「協働的な学び」の関連

ここでは「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学び」「協働的な学び」の関係についてみていきたい。

中学校学習指導要領<sup>17)</sup>の「第2 各学年の目標及び内容」の1の「目標」の(3)は「主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。」とある。前述のとおり(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関するものについてである。冒頭に「主体的・協働的に」という文言がある。他者とともに活動する中で培われるものは互いに磨き学習の質を高めることなどにとどまらず、音楽活動の喜びや感動につながるものであろう。「協働」は「深い学び」の実現に重要な関わりをもつと考えられる。中学校学習指導要領<sup>18)</sup>の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(1)では「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒が主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見出したりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること」と明記している。ここでは生徒の資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の実現と音楽的な見方・考え方を働かせての他者との協働に言及している。

令和3年答申<sup>19)</sup>では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により臨時休業が長期化に至ったことから、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるようになってきているか、という点が改めて焦点化され、子供がICTを活用し自ら学習を調整しながら学んでいくことができるよう、「個に応じた指導」を充実することの必要性が指摘された。さらに、「個に応じた指導」を、学習者の視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」の要素を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが示された。臨時休業の長期化により、子供たちの学びをどのように保障するかという大きな課題が浮上したことで、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を目指したGIGAスクール構想<sup>20)</sup>の環境整備が前倒しで急速に行われ、さらに、それらをどのように活用するかという視点で各自治体において、また学校間において効果的な実践事例等<sup>21)</sup>を発信し共有していく中で、教師側の活用の技術も勢いをもって進化している。学校での活用状況を聞くと、日頃は経験の浅い若手教員はベテランの教員の指導法を学ぶことが多いが、このICT活用した授業、家庭と学校を結んだオンライン学習等では若手教員がベテラン教員をリードする構図が見られている。教師同士も互いに協働し、学び、指導技術を磨くことで、生徒の一層の学びの質の向上や学びの幅の広がり結び付いていると言えるであろう。

以下の図1に示しているように、令和3年答申<sup>22)</sup>では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくとしている。ここでは、「主体的・対話的で深い学び」をひとまとめで捉えているが、ここで疑問が生じる。「対話的な学び」と「協働的な学び」の関係はどのようなのだろうか。答申の中での具体的な言及はない。溝上慎一<sup>23)</sup>は「対話的な学び」と「協働的な学び」について次のように「筆者の理解」として記している。

英語で「対話的な学び」を表現すれば、cooperative learning が近いと考えられる。児童生徒個人の「協同性 (cooperation)」を高めることが、他者の考えに開かれて自身の考えや理解を発展させることに繋がり、さらには対人関係やコミュニケーション力を培うことにもなる。実質的に「対話的な学び」で求められるのはそのようなものである。他方で「協働的な学び」の英語は、collaborative learning に近いと考えられる。異なる考えを持つ個人同士がチームやプロジェクトを組んで、一つの課題に取り組んで仕上げていく。そのようなチームやプロジェクトでの仕事やプロジェクトにおける課題を「協働」で取り組んでいく、問題解決していく、そこに「協働的な学び」の「対話的な学び」では表しきれない対話・対人関係があるのではないかと。

このように捉えると、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を「主体的・対話的で深い学び」全体につなげていることを理解できるのではないだろうか。

「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学び」、「協働的な学び」の関連について以下に示す。

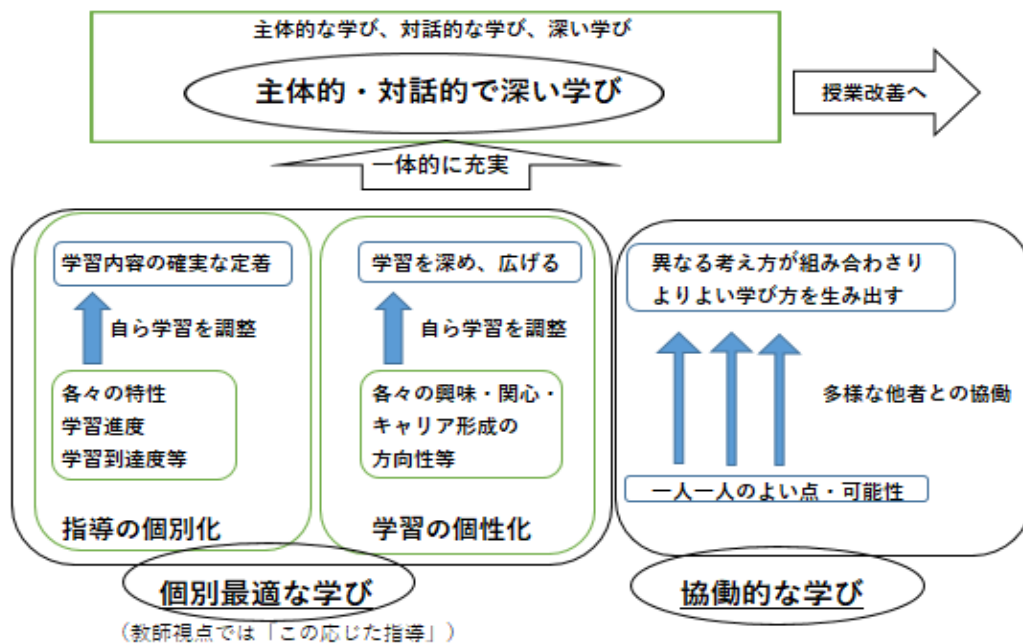


図 1 学習指導要領の趣旨の実現に向けた 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料より (筆者改) (令和 3 年 3 月版) 文部科学省初等中等教育局教育課程課

音楽科において、表現や鑑賞の活動を深めていくためには、音や音楽のみならず「言葉」でのやり取りが不可欠である。中学校学習指導要領の「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」<sup>24)</sup>の 2 の (1) のイで「音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。」と言語活動の充実に関及している。さらにウで「知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。」としている。

また、主体的・協働的に学習に取り組む態度の育成に大きくかかわるものとして、(4)「歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする演奏形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、相当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。」(下線部は筆者による)がある。生徒一人一人に教材曲をどのように表現したいのかという思いや意図をもたせ、他者との関わりの中で深まりのある学びを展開できる指導を教師に求めていると判断できるであろう。

### 音楽科の授業における「主体的・対話的で深い学び」の効果的な展開に関する一考察

副島和久<sup>25)</sup>は『「主体的な学び」「対話的な学び」については、多くの教科等に共通する部分も多いが、「深い学び」については、それぞれの教科等の特質に応じたものであり、音楽科においては「音楽的な見方・考え方」を働かせることが重要になる』と述べている。今回の改訂で新たに加わった「音楽的な見方・考え方を働かせ」の語については、中学校学習指導要領解説において、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」、そして「音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすもの」と記している。これらのことから、今後の音楽科の指導には、教師として、より高い専門性を身に付け、その十分な発揮が期待されると言えよう。

さらに、副島<sup>26)</sup>は、『「主体的・対話的で深い学び」の実現は、あくまでも教科で目指す資質・能力育成のための手立てであり、このこと自体が目的化しないようにすることを念頭に置きたい』と警鐘を鳴らしている。それでは、「音楽科で目指す資質・能力を育成する」という目的に向かって「主体的・対話的・対話的で深い学び」を教師が授業に組み込み、深い学びへと導いていくための効果的な方策は何だろうか。このことについて、齋藤紘希他4名<sup>27)</sup>の授業実践研究は興味深い内容になっている。以下に、その一部を概略にて記す。

『教師が絶対的な位置づけにたちながら「～してください」というトップダウン・ベースの指導と、教師がファシリテーターとして「～はどうすればよいか」等の発言を中心にすすめるボトムアップ・ベースの指導は、ボトムアップ・ベースの指導に主体的・対話的で深い学びを促す効果が見出された。ただし、ボトムアップ・ベースの指導は学びの成果と課題の自覚に個人差を生じさせてしまう。そこで、「教師が発問・補助を中心とした指導を行い、それに対して生徒が演奏の工夫や提案を行う」を基本的な指針としつつ、生徒が振り返り形式で学びと課題を明確に自覚できるよう手だて(「学びの蓄積シート」)を用意し、また、生徒が自主的に課題を見いだしながら自由な発想で解決を図ることができる環境(録音機の整備など)を整えたところ、量的調査においても、質的分析においても主体的・対話的で深い学びの達成が確認されている。』

この観点から、茨城県内で採択されている2社の教科書を見てみる。

例えば、第1学年<sup>28)</sup>の「音のつながり方の特徴を生かして旋律をつくろう。」という題材では、(教師)「知っている曲や習った曲で旋律や音のつながり方を調べてみよう」、(生徒)「同じ音や順次進行が続いて滑らかで落ち着いた感じの旋律だね」、(教師)「歌ったり、楽器で演奏したりして、音の動きを確かめながらつくろう。旋律をつくりやすいようにリズムを変えてもいいよ」など、吹

き出しで発問・補助が書かれている。

第2学年及び第3学年<sup>29)</sup>の鑑賞の教材の中には、(生徒)「主題から何が変わったのかな。使われている楽器も変わったみたいだね」、(生徒)「1回目の主題と違うところがあるみたい。旋律を担当している楽器は何かしら」、(教師)「音楽を形づくっている要素や雰囲気が変化したのがよくわかりますね。」など、鑑賞するときに注目する点などをおさえた言葉が吹き出しとして書かれている。

このように、流れに沿って読み進めていくだけでも、学びの様子が目に浮かんでくる。教師が「発問・補助」をどのように組み立てるのか。そのためには、授業の中で難しいと感じ生徒の活動の停滞が予想される箇所やどのように工夫すれば興味を引き付けられるかなど生徒の学ぶ姿を予想できることが教師にとって必要な資質となる。加えて、学習過程について、生徒が学習に入り込めるような魅力ある授業の導入部の工夫、さらに興味をもって次々に学びを深めていける活動の流れ、発問・補助の組み立てなど、教師の創意工夫が不可欠であろう。また、生徒の学びを一層深めることのできる環境を整えることも必要であろう。

### まとめにかえて

「主体的・対話的で深い学び」が提唱された平成28年答申を受けて学習指導要領が改訂されてから、移行措置期間を含め各学校で様々な実践がなされてきたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人と関わる中で学びを深める活動が狭まった。その中で、一人一台端末を目途に整備が急速に進み、タブレットによる学習が進められ、課題に向かい個々が学ぶスタイルが定着しつつある。その中で個々の学びから意見を交換し、自らの活動を深めるといった活動へと深まりを見せている。先の見通せない状況下においても学びを止めることなく、教師が創造性をもって指導の在り方を工夫することにより「個別最適な学び」は進化を遂げるであろう。

しかしながら、豊かな情操を養うという目標をもつ音楽科の学習は、ともに同じ場所で学び、対話し、音楽を創出することで育つものがある。令和3年答申<sup>30)</sup>の中では「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり、(中略)様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まるものである。」と記している。学校における音楽の授業においては、学習の多くが他者との関わりの中で行われることが多い。例えば合唱は、楽器を使わずに体で音楽を奏でる。演奏者の意欲や思いがそのまま音楽表現に現れる。さらに他者ととも一つの音楽を作り上げていく過程で歌詞から情景や心情を想像したり、他者とどのように歌うか伝え合って共有したり、互いの気づきに共感しあったりするなどして、協働してつくりあげる音楽表現の感動を味わう中で、技術が高まり心も豊かに育まれる。それは豊かな情操につながるものであると強く思う。

今後の課題として、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながらこれからの社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を生徒に育むためには、教師が生徒の変化等を踏まえつつ自らの指導方法を不断に見直し、自ら改善点を考え創意をもって授業を構築していくことが重要と考



える。そのためには、いかにカリキュラムマネジメントの充実・強化を図るかが課題となるだろう。

## 注

- 1) 福島和久. 2017. 「平成 29 年版中学校新学習指導要領の展開音楽編」(明治図書出版株式会社), [https://ir.lib.hiroshima.ac.jp/files/public/5/50919/20210527150023550818/AnnEducRes\\_48\\_116.pdf](https://ir.lib.hiroshima.ac.jp/files/public/5/50919/20210527150023550818/AnnEducRes_48_116.pdf) (2022 年 1 月 20 日閲覧) ほか.
- 2) 山口(藤田) 文子 「新旧幼稚園教育要領, 小・中学校学習指導要領の音楽科に関する内容と教育方法の特色と課題」『茨城大学教育学部紀要(教育科学) 67 号(2018), 189-196.
- 3) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf) (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 4) 中学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説 音楽編(文部科学省), 4.
- 5) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/old-cs/1322455.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322455.htm) (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 6) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/on.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/on.htm) (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 7) [https://www.mext.go.jp/content/1413522\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf) (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 8) 中学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説 音楽編(文部科学省), 19-20.
- 9) 注 6 前掲, (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 10) 注 3 前掲, (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 11) 注 4 前掲, 23-24.
- 12) 注 4 前掲, 94.
- 13) 注 6 前掲, (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 14) 注 4 前掲, 11.
- 15) 注 4 前掲, 64.
- 16) 注 4 前掲, 64.
- 17) 注 7 前掲, (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 18) 注 7 前掲, (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 19) [https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf) (2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 20) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm) (2022 年 1 月 22 日閲覧).
- 21) <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/ibasuta/index.html> (2022 年 1 月 22 日閲覧).
- 22) 注 19 前掲(2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 23) <http://smizok.net/education> (2022 年 1 月 22 日閲覧).
- 24) 注 7 前掲(2022 年 1 月 20 日閲覧).
- 25) 福島和久. 2017. 「平成 29 年版中学校新学習指導要領の展開音楽編」(明治図書出版株式会社), 66.
- 26) 福島和久. 2017. 「平成 29 年版中学校新学習指導要領の展開音楽編」(明治図書出版株式会社), 67.
- 27) [https://ir.lib.hiroshima.ac.jp/files/public/5/50919/20210527150023550818/AnnEducRes\\_48\\_116.pdf](https://ir.lib.hiroshima.ac.jp/files/public/5/50919/20210527150023550818/AnnEducRes_48_116.pdf)

- 16.pdf (2022年1月20日閲覧).
- 28)小原光一他「中学生の音楽1」(教育芸術社2021) 21-23.
- 29)新実徳英他「音楽のおくりもの 中学音楽2・3上」(教育出版2021) 64-65.
- 30)注19前掲, (2022年1月20日閲覧).